

## 「児童扶養手当法」の一部改正について



これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

ど

り（公財）鹿児島県地域約化を進める事業主体であ

**問申** 保健福祉課  
電話（84）3152

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

**●今回の改正により新たに手当を受け取れる場合**

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・母子（父子）家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子（父子）家庭で、離婚後に父（母）が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

26年12月から27年3月のどの時点で申請されても、27年4月の支払いとなります。

**宝くじの助成金で、屋字母に無線放送設備一式を整備しました。**

**問企画振興課**  
電話（84）3162



## 「農地中間管理事業」を活用できます

**●農地中間管理事業とは？**  
農地を貸したい方（所有者）から、農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大や新規参入される受け手（担い手農家等）の方に貸し付けることにより、農地利用の集積・集約化を進める事業です。

**●農地中間管理機構とは？**

担当手への農地集積・集約化を進める事業主体であり、（公財）鹿児島県地域

- ①地域集積協力金
  - ②耕作者集積協力金
  - ③経営転換協力金
- また、地域集積協力金・



**●農地の出し手や地域への支援**

**問申** 農業委員会  
電話（84）3164

振興公社が平成26年3月定を鹿児島県知事より受けました。

耕作者集積協力金は2年ごとに減額されます。  
詳しい事については、お問い合わせください。

我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにすることを目的とし、2015年農林業センサスが実施されます。お願いいたします。

**●調査期日**  
が農林業関係者の方々を訪問しますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

**●調査の対象となる方々**

・平成27年2月1日現在

## 2015年農林業センサスにご協力を！

この調査は「農林業の国勢調査」ともいわれる大変重要な調査です。皆様のご理解・ご協力を

・経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を

・営む者他

なお、調査票に記入された事項については、統計以外の目的には絶対に使用されませんので、安心してご回答ください。



**問企画振興課**  
電話（84）3162